



発行 東京都

目次

38

告示

- 指定管理者の指定 (十一件) ……
- … (生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課) ……
- 指定管理者の指定 (五件) ……
- … (環境局自然環境部緑環境課) ……
- 指定管理者の指定 ……
- … (福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課) ……
- 指定管理者の指定 …… (産業労働局商工部経営支援課) ……
- 指定管理者の指定 (十一件) ……
- … (建設局公園緑地部管理課) ……
- 指定管理者の指定 (四件) ……
- … (港湾局臨海開発部海上公園課) ……
- 指定管理者の指定 ……

告示

● 東京都告示第四百十号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京体育館 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目十七番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二十九番九号 公益財団法人

東京都スポーツ文化事業団内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百十一号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

駒沢オリンピック公園総合運動場 東京都世田谷区駒

沢公園一番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ 東

京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二十九番九号 公益財団法人

東京都スポーツ文化事業団内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百十二号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京武道館 東京都足立区綾瀬三丁目二十番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ 東

京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二十九番九号 公益財団法人

東京都スポーツ文化事業団内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百十三号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

有明テニスの森公園テニス施設 東京都江東区有明二

丁目二番二十二号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

有明テニス・マネージメントチーム 東京都江東区青

海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

若洲海浜公園ヨット訓練所 東京都江東区若洲三丁目一番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

若洲シーサイドパークグループ 東京都江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

武蔵野の森総合スポーツプラザ 東京都調布市西町二百九十番十一

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京スタジアムグループ 東京都調布市西町三百七十

六番三 株式会社東京スタジアム内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

海の森水上競技場 東京都江東区海の森三丁目六番四十四号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

海の森水上競技場マネジメント共同企業体 東京都文京区関口一丁目四十七番十二号 一般財団法人公園財団内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

夢の島公園アーチェリー場 東京都江東区夢の島二丁目一番四号

目一番四号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス夢の島グループ 東京都港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

カヌー・スラロームセンター 東京都江戸川区臨海町六丁目一番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社協栄 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目十三番九号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場 東京都品川区八潮四丁目一番十九号及び大田区東海一丁目二番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス海上南部地区グループ 東京都港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京アクアティクスセンター 東京都江東区辰巳二丁目二番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

事業団・オーエンス・セントラルスポーツ・都水協グループ 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二十九番九号 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる

者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立小峰公園 東京都あきる野市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都高尾ビクターセンター 東京都八王子市高尾町二千七百七十六番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社自然教育研究センター 東京都立川市錦町二丁目一番二十二号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十

四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都御岳ビクターセンター 東京都青梅市御岳山三十八番地の五

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社自然教育研究センター 東京都立川市錦町二丁目一番二十二号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都御岳インフォメーションセンター 東京都青梅市御岳本町三百三十二番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般社団法人青梅市観光協会 東京都青梅市御岳一丁目二番地の五東青梅センタービル三階

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都小笠原ビクターセンター 東京都小笠原村父島

字西町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町

二丁目四十四番一号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都東村山福祉園 東京都東村山市萩山町一丁目三

十五番地一

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大

久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立産業貿易センター浜松町館 東京都港区海岸

一丁目七番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都千代田

区神田佐久間町一丁目九番地

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立猿江 東京都江東区住吉二丁目及び同区毛

恩賜公園 利二丁目

(二) 東京都立亀戸 東京都江東区亀戸八丁目及び同区亀

中央公園 戸九丁目

(二) 東京都立尾久 東京都荒川区東尾久七丁目及び同区

の原公園 町屋五丁目

(四) 東京都立東綾 東京都足立区東綾瀬一丁目、同区東

瀬公園 綾瀬二丁目、同区東綾瀬三丁目、同

区綾瀬三丁目、同区綾瀬五丁目、同

区綾瀬六丁目及び同区谷中一丁目

(五) 東京都立中川 東京都足立区中川五丁目

(六) 東京都立大島 東京都江東区大島九丁目及び江戸川

小松川公園 区小松川一丁目

(七) 東京都立宇喜 東京都江戸川区北葛西三丁目及び同

田公園 区宇喜田町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス東部地区グループ 東京都港区三田四丁目七

番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立日比 東京都千代田区日比谷公園

谷公園

(二) 東京都立芝公 東京都港区芝公園一丁目、同区芝公

園 園二丁目、同区芝公園三丁目及び同

区芝公園四丁目

(三) 東京都立青山 東京都港区六本木七丁目及び同区南

公園 青山一丁目

(四) 東京都立林試の森公園 東京都品川区小山台二丁目及び目黒区下目黒五丁目

(五) 東京都立蘆花恒春園 東京都世田谷区粕谷一丁目

(六) 東京都立祖師谷公園 東京都世田谷区祖師谷五丁目、同区祖師谷六丁目、同区上祖師谷三丁目、同区上祖師谷四丁目及び同区成城九丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間
令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。
令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立戸山公園 東京都新宿区戸山一丁目、同区戸山二丁目、同区戸山三丁目及び同区大久保三丁目

(二) 東京都立善福寺公園 東京都杉並区善福寺二丁目及び同区善福寺三丁目

(三) 東京都立高井戸公園 東京都杉並区久我山二丁目

(四) 東京都立浮間公園 東京都板橋区舟渡二丁目及び北区浮間二丁目

(五) 東京都立赤塚公園 東京都板橋区高島平三丁目、同区徳丸七丁目、同区徳丸八丁目、同区四葉二丁目、同区大門、同区赤塚四丁目、同区赤塚五丁目及び同区赤塚八丁目

(六) 東京都立石神井公園 東京都練馬区石神井台一丁目、同区石神井台二丁目及び同区石神井町五丁目

(七) 東京都立大泉中央公園 東京都練馬区大泉学園町九丁目

(八) 東京都立練馬城址公園 東京都練馬区春日町一丁目及び同区向山三丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間
令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十一号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。
令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立赤塚公園 東京都練馬区高島平三丁目、同区徳丸七丁目、同区徳丸八丁目、同区四葉二丁目、同区大門、同区赤塚四丁目、同区赤塚五丁目及び同区赤塚八丁目

(二) 東京都立善福寺公園 東京都杉並区善福寺二丁目及び同区善福寺三丁目

(三) 東京都立高井戸公園 東京都杉並区久我山二丁目

(四) 東京都立浮間公園 東京都板橋区舟渡二丁目及び北区浮間二丁目

(五) 東京都立赤塚公園 東京都練馬区高島平三丁目、同区徳丸七丁目、同区徳丸八丁目、同区四葉二丁目、同区大門、同区赤塚四丁目、同区赤塚五丁目及び同区赤塚八丁目

(六) 東京都立石神井公園 東京都練馬区石神井台一丁目、同区石神井台二丁目及び同区石神井町五丁目

(七) 東京都立大泉中央公園 東京都練馬区大泉学園町九丁目

(八) 東京都立練馬城址公園 東京都練馬区春日町一丁目及び同区向山三丁目

(二) 東京都立浅間山公園 東京都府中市浅間町四丁目及び同市若松町五丁目

(三) 東京都立野川公園 東京都調布市野水一丁目、同市野水二丁目、三鷹市大沢二丁目、同市大沢三丁目、同市大沢六丁目及び小金井市東町一丁目

(四) 東京都立玉川上水緑道 東京都杉並区久我山一丁目、同区久我山二丁目、同区久我山三丁目、小平市学園西町一丁目、同市上水本町一丁目、同市上水本町二丁目、同市津田町一丁目、同市津田町二丁目、同市津田町三丁目、同市たかの台、同市上水新町一丁目、同市上水新町二丁目、同市上水新町三丁目、同市小川町一丁目、同市中島町、立川市幸町四丁目、同市幸町六丁目、同市柏町四丁目、同市柏町五丁目、同市砂川町三丁目、同市砂川町四丁目、同市砂川町六丁目、同市上砂町四丁目、同市一番町二丁目、同市一番町四丁目、三鷹市牟礼一丁目、同市牟礼二丁目、同市牟礼三丁目、同市牟礼四丁目、同市井の頭五丁目、同市井の頭二丁目、同市井の頭五丁目、同市下連雀一丁目、同市上連雀一丁目、昭島市つじが丘一丁目、同市美堀町四丁目、同市美堀町五丁目、武蔵野市御殿山一丁目、同市中町一丁目、同市西久保一丁目、同市関前一丁目、同市関前五丁目、同市境三丁目、同市境四丁目及び福生市大字熊川

(五) 東京都立 東京都国分寺市泉町二丁目及び同市西元寺公園
町一丁目

(六) 東京都立 東京都東久留米市中央町三丁目六仙公園

(七) 東京都立 東京都西東京市東伏見一丁目東伏見公園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
武蔵野の公園パートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

三 指定の期間
令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立 東京都八王子市長房町及び同市東浅川公園

(二) 東京都立 東京都八王子市大谷町及び同市曉町公園

(三) 東京都立 東京都八王子市高月町、同市丹木町公園

(四) 東京都立 東京都町田市相原町緑地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
多摩部の公園パートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁

目十六番十五号 西武造園株式会社内
三 指定の期間
令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立 東京都小平市花小金井南町一丁目、同市花小金井南町三丁目、同市花小金井六丁目、同市鈴木町二丁目、同市天神町一丁目、同市天神町二丁目、同市美園町一丁目、同市萩山町一丁目、同市萩山町二丁目、同市萩山町三丁目、同市美住町二丁目、同市廻田町二丁目、同市美住町二丁目、同市廻田町二丁目、同市向台町四丁目、同市向台町五丁目、同市向台町六丁目、同市新町三丁目、同市新町四丁目、同市新町五丁目、東大和市清水一丁目及び同市清水二丁目

(二) 東京都立 東京都東村山市多摩湖町二丁目、同市多摩湖町三丁目、同市廻田町三丁目、東大和市多摩湖二丁目、同市多摩湖三丁目及び同市多摩湖四丁目

(三) 東京都立 東京都東村山市諏訪町二丁目、同市諏訪町三丁目、同市野口町三丁目、同市野口町四丁目及び同市多摩湖町四丁目

(四) 東京都立 東京都東大和市湖畔三丁目、同市高

和公園 木一丁目、同市狭山三丁目及び同市奈良橋二丁目

(五) 東京都立 東京都武蔵村山市中央四丁目、同市中央五丁目及び同市本町四丁目公園

(六) 東京都立 東京都武蔵村山市本町三丁目、同市本町五丁目、同市本町六丁目、同市北・六道山公園
三ツ木三丁目、同市三ツ木四丁目、同市三ツ木五丁目、同市岸二丁目、同市岸三丁目、同市岸四丁目、同市岸五丁目、西多摩郡瑞穂町大字石畑、同町大字殿ヶ谷、同町大字高根、同町大字箱根ヶ崎及び同町大字駒形富士山

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
狭山丘陵パートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

三 指定の期間
令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立 東京都八王子市長沼町及び同市下柚公園

(二) 東京都立 東京都八王子市堀之内城址公園

(三) 東京都立 東京都町田市下小山田町及び同市上田緑地
小山田町

(四) 東京都立小山 東京都町田市小山ヶ丘二丁目、同市内裏公園 小山ヶ丘四丁目、八王子市南大沢四丁目、同市南大沢五丁目及び同市鍵水二丁目

(五) 東京都立桜ヶ丘公園 東京都多摩市連光寺三丁目及び同市連光寺五丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町

二丁目四十四番一号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立夢の島公園 東京都江東区夢の島一丁目及び同区夢の島二丁目

(二) 夢の島熱帯植物館 東京都江東区夢の島二丁目一番二号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス夢の島グループ 東京都港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立大神山公園 東京都小笠原村父島

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

日比谷公園大音楽堂 東京都千代田区日比谷公園一番五号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京南部パークスグループ 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和六年九月三十日まで

●東京都告示第四百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

葛西臨海水族園 東京都江戸川区臨海町六丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京動物園協会 東京都台東区池之端二丁目九番七号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立東京港野鳥公園 東京都大田区東海三丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港野鳥公園グループ 東京都江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立若洲海浜公園 東京都江東区若洲三丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

若洲シーサイドパークグループ 東京都江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立辰巳の森海浜 東京都江東区辰巳二丁目公園

(二) 東京都立晴海ふ頭公園 東京都中央区晴海五丁目

(三) 東京都立新木場公園 東京都江東区新木場二丁目

(四) 東京都立春海橋公園 東京都江東区豊洲二丁目

(五) 東京都立辰巳の森緑道 東京都江東区辰巳一丁目及

公園

(六) 東京都立夢の島緑道公園 東京都江東区夢の島一丁目、同区夢の島二丁目及び同区夢の島三丁目

(七) 東京都立新木場緑道公園 東京都江東区新木場四丁目

(八) 東京都立晴海緑道公園 東京都中央区晴海四丁目及び同区晴海五丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東部地区公園グループ 東京都江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立大井ふ頭中央海浜公園 東京都品川区八潮四丁目及び大田区東海一丁目

(二) 東京都立城南島海浜公園 東京都大田区城南島四丁目及び同区城南島五丁目

(三) 東京都立品川北ふ頭公園 東京都港区港南五丁目

(四) 東京都立コンテナふ頭公園 東京都品川区八潮二丁目

(五) 東京都立みなとが丘ふ頭公園 東京都品川区八潮三丁目

(六) 東京都立京浜島つばさ公園 東京都大田区京浜島二丁目

(七) 東京都立京浜島ふ頭公園 東京都大田区京浜島二丁目

(八) 東京都立城南島ふ頭公園 東京都大田区城南島二丁目

(九) 東京都立東海ふ頭公園 東京都大田区東海二丁目

(十) 東京都立芝浦南ふ頭公園 東京都港区海岸三丁目

(十一) 東京都立東海緑道公園 東京都大田区東海一丁目、同区東海二丁目、同区東海三丁目、同区東海四丁目、同区東海五丁目及び同区東海六丁目

(十二) 東京都立京浜運河緑道公園 東京都品川区東品川五丁目、同区八潮一丁目及び同区八潮五丁目

(十三) 東京都立大井ふ頭緑道公園 東京都品川区八潮四丁目及び同区八潮五丁目

(十四) 東京都立城南島緑道公園 東京都大田区城南島一丁目及び同区城南島二丁目

(十五) 東京都立京浜島緑道公園 東京都大田区京浜島一丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス海上南部地区グループ 東京都港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四

四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年四月三日

東京都教育委員会

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立埋蔵文化財調査センター 東京都多摩市落合

一丁目十四番二

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京学校支援機構 東京都中野区中央一

丁目三十八番一号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

